

5 その他（介護保険制度改正関係）

5-1 地域介護・福祉空間整備等交付金について

（1）地域介護・福祉空間整備等交付金の見直しについて

ア．都道府県交付金の廃止について

去る11月30日に決定された今次の三位一体改革の一環として、平成18年度から、特別養護老人ホームなど広域利用型施設の整備に係る「都道府県交付金」は廃止し、都道府県等に税源移譲を行うこととなった。

イ．市町村交付金の拡充について

一方、地域密着型サービス等の拠点を面的に整備することを支援する市町村交付金については、地方自治体からの要望も踏まえた上で、その拡充を検討している。

（2）平成18年度以降の市町村交付金の提出期限等について

上記（1）の制度見直しに伴い、今後法改正が必要となるので、従来お示ししていた平成18年度の市町村整備計画の提出期限（計画期間の初年度の前年度の1月末日）については、法案成立後にお知らせする予定であるので、この旨管下市町村等に周知いただきたい。